

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県防犯優良マンション認定制度の運用開始について

財団法人岐阜県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）では、安全・安心なまちづくり対策の一環として、岐阜県及び岐阜県警察と連携し、下記のとおり岐阜県防犯優良マンション認定制度を開始するので、各所属にあっては、同制度の周知徹底を図るとともに、普及促進に努められたい。

記

1 趣旨

最近の共同住宅における犯罪等の多発などを踏まえ、警察庁と国土交通省との共同研究委員会において示された「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に基づき、犯罪等の防止に配慮した構造、設備等を有する犯罪が起こりにくい共同住宅で、かつ、当該共同住宅の居住者による地域コミュニティが深められる3階建て以上の共同住宅（分譲及び賃貸を含む。）を、県防犯協会が「岐阜県防犯優良マンション（以下「優良マンション」という。）として認定することにより、犯罪が起こりにくい共同住宅を普及し、安全・安心なまちづくり活動を推進するものである。

2 運用開始

平成20年4月1日（火）から

3 認定機関

県防犯協会とする。

4 制度の運用

本制度は、共同住宅の事業主などによる申請に基づき、県防犯協会の審査委員会が書類審査、現地審査などにより優良マンションとしての適否を審査し、認定登録に該当する場合、同協会会長が認定する。

認定事業の詳細については、「岐阜県防犯優良マンション認定事業規程（抄本）」（別添1。以下「事業規程」という。）に基づき実施される。

5 認定審査基準

優良マンションの認定は、「岐阜県防犯優良マンション認定審査基準」（別添2。以下「審査基準」という。）に基づき審査される。

6 有効期間

優良マンション認定の有効期間は、認定の日から5年間である。ただし、更新を妨げない。

7 優良マンションを管轄する警察署の対応

(1) 居住者による自主防犯活動に対する協力

優良マンションの認定においては、優良マンション居住者が自主的な防犯活動を積極的に行い、地域コミュニティを深めることが認定条件の1つとなっていることから、優良マンションを管轄する警察署長は、当該マンション管理者等から防犯講話、防犯

講習等（以下「防犯講話等」という。）の依頼を受けた際は、積極的に応じること。

なお、警察署長は、優良マンション居住者に対して、防犯講話等を実施した場合には、生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）まで報告すること。

(2) 優良マンション居住者との連携

本制度は、県警が推進する「安全・安心なまちづくり」対策の一環として発足した制度であることから、優良マンションを管轄する警察署員は、居住者との合同パトロールなど、優良マンション居住者と連携を十分図ること。

(3) 優良マンションにおける犯罪発生時の報告

優良マンションの敷地及び建物内で犯罪が発生した場合には、「優良マンションにおける犯罪発生報告」（別記様式1）により生活安全総務課長へ報告すること。

報告する犯罪については、原則として刑法犯とするが、住宅侵入に係る特別法犯、例えば、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律などについても報告すること。

(4) 共同住宅事業主等から問い合わせがあった場合の措置

共同住宅事業主、マンション管理者等から、優良マンションの申請方法、その他の問い合わせがあった場合には、事業規程及び審査基準に記載された範囲内で回答することとし、具体的な事項については、認定機関である県防犯協会へ直接問い合わせるよう、適切な教示をすること。

8 優良マンションの通知

認定された優良マンションについては、生活安全総務課から管轄警察署に通知する。

防犯優良マンションにおける犯罪発生報告	
件名	
発生日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分ころから 平成 年 月 日 () 午前 時 分ころまで
発生場所	
罪種	
被害者	住所 職業 氏名 連絡先 年齢
被害状況	
認知日時	平成 年 月 日 () 午前(後) 時 分
被疑者	本籍 住所 職業 使用車両 変装 氏名 凶器 年齢
犯行状況	
問題点	